

令和 6 年 1 1 月定例会

(2 0 2 4 年)

市 議 会 議 案

(追 加 議 案)

報告第 3 1 号 訴えの提起に関する専決処分について

議案第 1 2 7 号 吹田市立日の出町児童センターの指定管理者の指定について

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 31 号	訴えの提起に関する専決処分について	5	－
議案第127号	吹田市立日の出町児童センターの指定管理者の指定について	7	5

訴えの提起に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年12月5日

吹田市長 後 藤 圭 二

専決処分 年月日	訴訟物の価額及び 相手方（被告）	請求の趣旨及び事案の概要
令和6年 11月19日	2,099,600円 さん	（請求の趣旨） 1 被告は、吹田市に対し、2,099,600円を支払え 2 訴訟費用は被告の負担とする との判決並びに仮執行の宣言を求める。 （事案の概要） 母子福祉資金貸付金に係る償還金の支払を怠った相手方に対し、繰り返し支払を求めたにもかかわらず、相手方から支払がされなかったことから、吹田簡易裁判所に対し、未払の償還金等を支払うよう求める支払督促を申し立てたところ、相手方から督促異議が申し立てられたため、民事訴訟法の規定により訴えの提起があったものとみなされたものです。

（※個人情報保護のため一部を「・」で表記しています。）

議案第 1 2 7 号

吹田市立日の出町児童センターの指定管理者の指定について

本市は、吹田市立日の出町児童センターの指定管理者を次のとおり指定します。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 吹田市立日の出町児童センター
- 2 指定管理者 吹田市山田西 1 丁目 2 6 番 2 7 号
社会福祉法人こぼと会
理事長 正 森 克 也
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

